



平成16年6月9日

各位

会社名 住友重機械工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 日納 義郎
(コード番号 6302 東証・大証第一部)
問合せ先 IR広報室長 大島 秀夫
(TEL 03-5488-8219)

**平成16年3月期 決算発表資料の追加
(コーポレート・ガバナンスに関する事項及び注記事項)**

当社は、平成16年3月期決算発表を決算期末から40日以内実施していることから、下記の事項の記載を延期しておりましたので、今回添付の通り追加で開示致します。

記

(定性的情報)

- ・コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及びその施策の実施状況

(注記事項)

- ・退職給付関係
- ・税効果会計関係
- ・税効果会計関係【単独】

以上

(コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及びその施策の実施状況)

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、株主をはじめ顧客、従業員、社会等ステークホルダーからの信頼をより高めていくため、効率的で透明性の高い経営体制を確立することをコーポレート・ガバナンスの基本としております。

[1] 会社の機関の内容

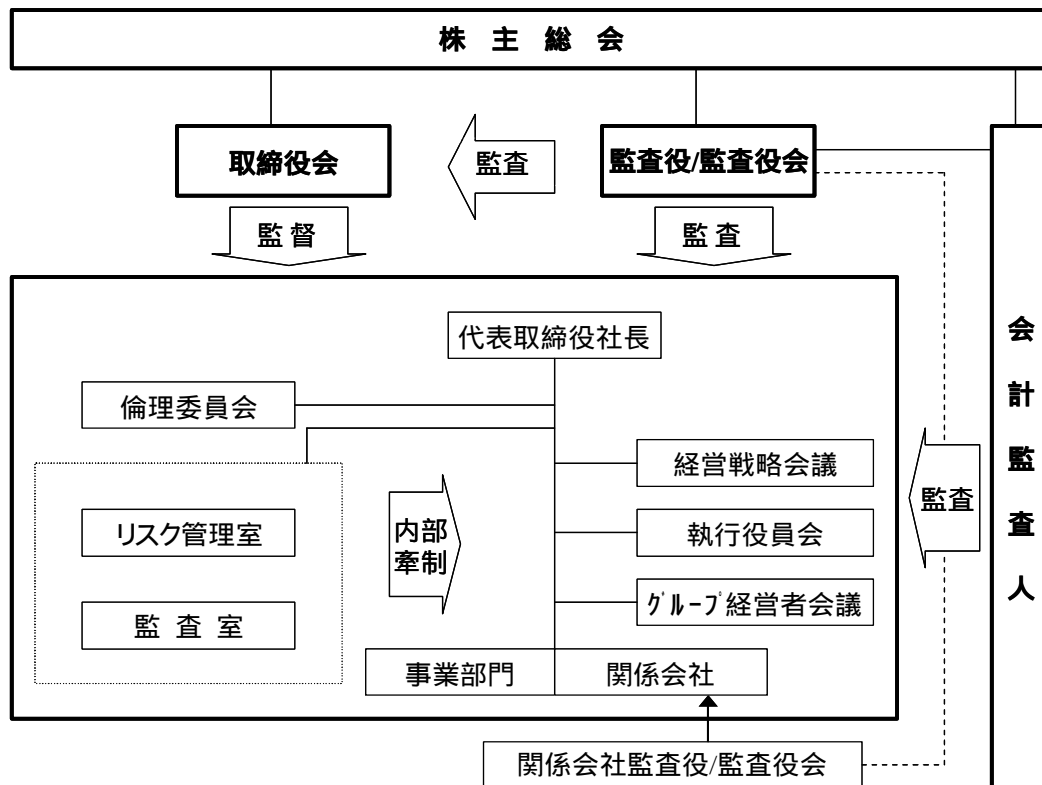
当社は、監査役制度を採用しており、その枠組みの中で執行役員制度を平成11年に導入し、経営における業務執行機能と監督機能とを分離しています。

取締役会は、取締役 8 名（うち社外取締役 1 名、執行役員兼任者 6 名）で構成し、審議の充実と経営の監督機能の強化を図っています。

監査役会は、監査役 4 名（うち社外監査役 2 名）で構成しています。監査役、会計監査人、内部監査部門相互の連携を密にし、効率的な監査体制を構築・推進するとともに、当社及び関係会社の監査役によるグループ監査役会合を定期的に行い、監査に関する情報交換を行い、グループとしての監査機能の充実を図っています。社外監査役には弁護士と公認会計士を選任し、コンプライアンス並びに企業会計全般に対するチェック体制の充実を図っています。また、監査役会をサポートする直属のスタッフ組織として監査役会事務局を設置しています。

業務執行を担う執行役員は15名選任しています。執行役員全員で構成する執行役員会並びに当社及び主要関係会社の社長で構成するグループ経営者会議を設置し、連結ベースの業績管理と経営諸施策のフォローを行っています。また、社長をはじめ本社執行役員等で構成する経営戦略会議を設置、原則として週 1 回開催し、取締役会の決議事項等について事前審議を行うとともに、取締役会より委譲された権限の範囲内で経営の重要事項について審議しています。

なお、当社におけるコーポレート・ガバナンスを模式図で示すと下記のとおりです。



[2] リスク管理体制及び内部統制システムの整備の状況

当社は、住友重機械倫理規程を制定するとともに、社長を委員長とする倫理委員会を設置し、企業活動における法令遵守、公正性・倫理性の確保と向上に努めています。また平成13年に総合的なリスク管理制度を導入、リスク管理室を設置して業務遂行上のリスクの発見と予防に取り組んでいます。リスク管理及びコンプライアンスの推進状況は定期的に取締役会に報告しています。

さらにリスク管理と一体となって機能する内部統制システムの構築・整備を進めるべく、平成16年4月にグループ全体での取り組み体制をスタートさせました。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社、国内連結子会社及び一部の海外連結子会社は、確定給付型の制度として、適格年金制度及び退職一時金制度を設けている。

2. 退職給付債務に関する事項

(単位：百万円)

	当連結会計年度末	前連結会計年度末
退職給付債務	64,154	67,047
年金資産	30,771	23,457
小計(+)	33,383	43,591
会計基準変更時差異の未処理額	5,584	11,045
未認識数理計算上の差異	11,390	21,648
未認識過去勤務債務	227	1,277
合計(+ + +)	16,181	9,621
前払年金費用	21	45
退職給付引当金(-)	16,202	9,666

3. 退職給付費用に関する事項

(単位：百万円)

	当連結会計年度	前連結会計年度
勤務費用(注)	4,002	4,085
利息費用	1,675	2,017
期待運用収益	311	594
会計基準変更時差異の費用処理額	5,459	5,522
数理計算上の差異の費用処理額	1,968	1,466
過去勤務債務の費用処理額	107	201
退職給付費用(+ + + + +)	12,900	12,697

(注) 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、勤務費用に計上している。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	当連結会計年度	前連結会計年度
退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	期間定額基準
割引率	主として2.0%	主として2.5%
期待運用収益率	主として1.5%	主として4.0%
会計基準変更時差異の処理年数	主として5年	主として5年
数理計算上の差異の処理年数	主として12年	主として12年
過去勤務債務の額の処理年数	主として12年	主として12年

(税効果会計関係)

当 期 (平成16年3月31日現在)	前 期 (平成15年3月31日現在)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
繰延税金資産	繰延税金資産
賞与引当金損金算入限度超過額	賞与引当金損金算入限度超過額
貸倒引当金損金算入限度超過額	貸倒引当金損金算入限度超過額
保証工事引当金損金算入限度超過額	保証工事引当金損金算入限度超過額
退職給付引当金否認	退職給付引当金否認
たな卸資産評価損否認	たな卸資産評価損否認
たな卸資産未実現利益	たな卸資産未実現利益
投資有価証券及び 関係会社株式評価損否認	投資有価証券及び 関係会社株式評価損否認
減価償却超過額否認	減価償却超過額否認
繰越欠損金	繰越欠損金
その他	その他
繰延税金資産小計	繰延税金資産小計
評価性引当額	評価性引当額
繰延税金資産合計	繰延税金資産合計
繰延税金負債	繰延税金負債
圧縮記帳積立金	圧縮記帳積立金
その他有価証券評価差額金	その他有価証券評価差額金
連結子会社の 全面時価評価に係る評価差額	連結子会社の 全面時価評価に係る評価差額
海外子会社の留保利益	海外子会社における割増償却費
海外子会社における割増償却費	その他
その他	繰延税金負債合計
繰延税金負債合計	繰延税金資産純額
繰延税金資産純額	
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との 差異の原因となった主な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との 差異の原因となった主な項目別の内訳
法定実効税率	法定実効税率
(調整)	(調整)
交際費等永久に損金に算入されない項目	交際費等永久に損金に算入されない項目
住民税均等割	住民税均等割
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	受取配当金等永久に益金に算入されない項目
受取配当金の連結消去	受取配当金の連結消去
持分法による投資損益	持分法による投資損益
子会社株式の評価減に係る 連結上の将来加算一時差異解消	関係会社株式売却益の連結修正
連結仕訳に係る税効果引当金	連結調整勘定償却
その他	法定実効税率変更による影響額
税効果会計適用後の法人税等の負担率	その他
	税効果会計適用後の法人税等の負担率
	3. 繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効 税率は、地方税法の改正(平成16年4月1日以降開始事業 年度より法人事業税に外形標準課税を導入)に伴い、当連 結会計年度における一時差異のうち、平成16年3月末まで に解消が予定されるものは改正前の税率、平成16年4月以 降に解消が予定されるものは改正後の税率であります。こ の税率の変更により、当連結会計年度末の繰延税金資産の 金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が315百万円減 少し、当連結会計年度に費用計上された法人税等調整額が 320百万円増加しております。

当 期 (平成16年3月31日現在)	前 期 (平成15年3月31日現在)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
繰延税金資産	繰延税金資産
賞与引当金損金算入限度超過額	賞与引当金損金算入限度超過額
1,045	822
貸倒引当金損金算入限度超過額	貸倒引当金損金算入限度超過額
325	300
保証工事引当金損金算入限度超過額	未払事業税否認
737	160
退職給付引当金否認	保証工事引当金損金算入限度超過額
8,460	1,019
固定資産除却損否認	退職給付引当金否認
510	5,687
子会社投資損失否認	固定資産除却損否認
355	851
投資有価証券及び	投資有価証券及び
関係会社株式評価損否認	関係会社株式評価損否認
3,161	12,700
研究開発資産償却費否認	研究開発資産償却費否認
223	301
繰越欠損金	その他
3,810	555
その他	繰延税金資産合計
1,021	22,400
繰延税金資産小計	繰延税金負債
19,646	その他有価証券評価差額金
評価性引当額	145
559	145
繰延税金資産合計	繰延税金資産の純額
19,087	22,254
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	
2,448	
2,448	
繰延税金資産の純額	
16,639	
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
法定実効税率	法定実効税率
42.05%	42.05%
(調整)	(調整)
交際費等永久に損金に算入されない項目	交際費等永久に損金に算入されない項目
17.20%	71.42%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	受取配当金等永久に益金に算入されない項目
12.19%	3.34%
住民税均等割	住民税均等割
1.08%	4.11%
評価性引当額による影響額	法定実効税率変更による影響額
9.71%	41.94%
その他	その他
1.10%	1.17%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	税効果会計適用後の法人税等の負担率
56.75%	155.01%
	3. 繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、地方税法の改正(平成16年4月1日以降開始事業年度より法人事業税に外形標準課税を導入)に伴い、当期における一時差異のうち、平成16年3月末までに解消が予定されるものは改正前の税率、平成16年4月以降に解消が予定されるものは改正後の税率であります。この税率の変更により、当期末の繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が646百万円減少し、当期に費用計上された法人税等調整額が651百万円増加しております。